

(様式第5号)

岐観連第 号
平成27年 月 日

(助成金交付決定旅行者) 様

一般社団法人岐阜県観光連盟
会長 岸野吉晃

「清流の国ぎふ ふるさと旅行券」を活用した消費喚起・プロモーション等実施事業
助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請がありました「清流の国ぎふ ふるさと旅行券」を活用した消費喚起・プロモーション等実施事業（旅行商品造成支援）助成金について、同事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 *****円
内訳 送客目標数等から算出される助成額 円
適用商品の販売促進及びアンケート調査費用 円
- 2 この助成金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった「清流の国ぎふふるさと旅行券」を活用した消費喚起・プロモーション等実施事業助成金交付申請書のとおりとする。
- 3 交付決定の条件
 - (1) 助成事業の内容等を変更する場合及び中止する場合、また適用商品間の割引助成金を流用する場合（ただし、助成金と販売促進およびアンケート費用間の流用はできないものであること）は、速やかに当連盟へ連絡、協議するものとする。
 - (2) 助成事業の進捗状況について翌月15日までに事業進捗状況報告書（様式第8号）により報告するほか、連盟が必要と認める時は、その指示に従って随時報告すること。
 - (3) 助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第9号）を提出すること。
 - (4) 助成事業に係る経理について収支の事項を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存すること。
 - (5) 本事業の実施にあたり作成するパンフレット、チラシ、ウェブサイト等において、ふるさと旅行券事業であることを明らかにすることで、消費者が助成成分を認識できるよう、助成があることの表示のほか、助成相当額及び助成後の販売価格に加え、「ふるさ

と割ロゴマーク」を一体的に表示すること。

- (6) 本事業は、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用しているものであり、同交付金を活用した他の事業と併用して商品・サービスを販売することはできない。造成・販売等に当たっては十分留意すること。
- 4 助成金交付決定旅行業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって事業を実施し、当該助成金を他の用途に使用してはならない。
- 5 助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、当該交付決定の日から15日以内に申請の取り下げをすることができる。

=====
問い合わせ先
=====

一般社団法人岐阜県観光連盟 販売促進課 担当：野村・三島

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 4階

TEL：058-275-1480 FAX：058-275-1483

E-MAIL：info@kankou-gifu.or.jp